

## 「福岡の避密の旅」観光キャンペーン取扱施設募集要項

令和2年10月27日  
福岡県商工部観光局観光振興課

### 1 目的

新型コロナウイルス拡大の影響により、深刻な影響を受けた旅行需要を喚起するために、国の需要喚起事業に先立ち実施した「福岡の魅力再発見」九州キャンペーンに引き続き、県内の観光業を継続的に支援していくため、福岡県内で利用できる宿泊券を割増価格で販売し、旅行需要の早期回復を図るもの。

### 2 宿泊券の発行主体

福岡県

### 3 宿泊券概要

#### (1) 名称

「福岡の避密の旅」観光キャンペーン宿泊券（以下、「宿泊券」という）

#### (2) 発行期間

販売開始日（11月5日）～2021年2月28日 ※売り切れ次第終了

#### (3) 販売場所

全国のコンビニエンスストア（セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ）

#### (4) 額 面

5,000円券（販売額2,500円・県負担額2,500円）

1,000円券（販売額500円・県負担額500円） の2種類

#### (5) 発行総額

5億円 ※販売状況等により変更することがあります。

#### (6) 利用場所

取扱施設として登録した福岡県内宿泊施設に限る。

#### (7) 主な利用条件

- ・宿泊料金をフロントで精算する際の利用に限る。
- ・現金との引き換えやつり銭の支払は不可とする。
- ・1人1泊につき額面10,000円までを上限とする。泊数の上限は構えない。
- ・県民が利用する場合のみ、GoTo トラベルキャンペーンの割引後の価格から本助成制度を使用することができるものとする。なお、県内市町村が行う類似の割引キャンペーンとの併用も県民の利用に限り、これを妨げない。

#### (8) 利用期間

販売開始日（11月5日）～2021年3月1日チェックアウトまで

### 4 取扱施設募集要項

#### (1) 登録条件

以下の条件を全て満たす必要があります。登録後に条件を満たさないことが発覚した場合、直ちに登録を取り消します。

- ① 福岡県内に所在し、観光客に宿泊のサービスを提供する宿泊施設であること。
- ② ①の宿泊施設とは、「旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項から第3項の営業に係る施設」とします。
- ③ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」の第2条第6項第4号に規定される施設ではないこと。
- ④ 新型コロナウイルス感染症対策（消毒設備の設置、宿泊者を把握するための宿泊客名簿への正確な記載等）を講じており、福岡県の「感染防止宣言ステッカー」を掲示していること。  
「感染防止宣言ステッカー」申請は、下記 URL から行うことができます。  
<https://act-against-covid-19.pref.fukuoka.lg.jp/form/>  
※感染防止対策チェック項目のうち、「業種/宿泊施設、ホテル宴会場」（6頁）をご確認ください。  
※感染症対策の防止措置が宣言通りに実施されているか現地確認に伺う場合があります。

- ⑤ 「福岡県暴力団排除条例」(平成21年福岡県条例第59条)を遵守すること。
- ⑥ 宿泊事業者自ら(従業員含む)が宿泊券を購入して販売しないこと。
- ⑦ その他公序良俗に反しないこと。
- ⑧ 以下(2)に示す留意事項(ルール)を遵守できる施設であること

(2) 留意事項(ルール)

- ① 宿泊券の取扱に関し、旅行者とトラブルにならないよう努めること  
(例) 県外の宿泊客が、Go To トラベルキャンペーンを利用した宿泊プランを予約した際(Webでの販売含む)に、本宿泊券との併用ができない旨を事前に旅行者に伝えること
- ② 宿泊する代表者の本人確認及び宿泊者名簿の管理を確実に行うこと
- ③ 宿泊券清算業務が適切に実施できること
- ④ 事務局が支給するツール(取扱施設表示ツール等)の管理のほか、使用済宿泊券のコピーや個人情報等を適切に管理できること(5年間保存)。

(3) 清算について

- ① 宿泊券の清算は、事務局到着日を基準として、原則月2回集計を行います。提出書類に不備がない場合は、原則2週間程度で取扱施設が指定した銀行口座に振込を行います。振込手数料は福岡県が負担します。
- ② 清算に必要な書類に関しては、マニュアル等とあわせ、登録後に事務局より別途ご案内致します。
- ③ 清算手続きの最終期限は、2021年3月10日(水)必着となります。
- ④ 清算手続きは取扱施設のみが行うことができるとし、それ以外の個人・団体からの申し出による換金には応じません。

(4) 登録申請方法

宿泊券の取扱を希望する施設は、以下の書類を原則eメールにてご提出下さい。FAXまたは郵送にて提出する場合は、その旨お知らせください。

(提出書類)

- ① 「福岡の避密の旅」観光キャンペーン宿泊券取扱施設登録申請書(様式1)
  - ② 感染防止宣言ステッカーを貼り出していることがわかる写真
  - ③ 誓約書(様式2)
  - ④ 当該施設を運営する上で必要な許可を得ていることを証する書類(営業許可証等)
- ※「福岡の魅力再発見」九州キャンペーンの登録宿泊施設である場合、③と④の提出は不要  
※上記キャンペーン未登録宿泊施設でも、福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合に加入している施設は④の提出は不要

(提出期限)

利用期間中は随時申請可能です。

但し、利用開始日から確実に取扱可能とするためには、10月27日(火)までの提出が必要となります。(その後も、随時受付は行っています。)

<取扱施設登録に関するお問い合わせ及び登録申請書類提出先>

JTBビジネスネットワーク 法人事業部 九州ビジネスサポートチーム  
メールアドレス fukuoka-himitsu-travel00@jtb.com  
電話番号 0570-002-512(平日10~17時) FAX番号 092-751-4098  
住所 〒810-0072 福岡市中央区長浜1-1-35 新KBCビル5階

<キャンペーン全般に関するお問い合わせ及び清算書類提出先>

「福岡の避密の旅」観光キャンペーン事務局  
メールアドレス fukuoka-himitsu-travel01@jtb.com  
電話番号 092-285-8788(平日10~17時) FAX番号 092-285-8744  
住所 〒810-0072 福岡市中央区長浜1-1-35 新KBCビル2階